

落して異見をくはへしに、その誠のとゞきたるにや、狂氣せし者も、しばしは慎みてぞ居たりける。一族の者も林助に妻をむかへ、小太郎がおひ立ぬるまで、うしろみくれよと頼みけるに、妻子に惑ひて、あらぬ心の出んもはかりがたし、はや十二にもなり給ひければ、やがて相續させまいらせんとて、妻をも迎へざりしとぞ、このよし村の者より訴へければ、寛政元年十二月、領主より米をおたへて賞しけり。

〔孝義録武藏〕忠義者佐次郎

佐次郎は江戸麴町平川町壹丁目にすめる質屋九兵衛が下人なり、或とき京極何がしの家の足輕左兵衛といふもの、筋正しからぬ品を持來り、佐次郎によりて、質入せんとす、佐次郎何ごゝろなく、主人の藏におさめ置例の金出しやりしが、其品の筋よからぬ事あらはれて、非常の事あらたむる事をつかさどれる、長谷川平藏のもとへ、九兵衛之ばくよばれて、尋ねなどうけしを、佐次郎いたくうれへしが、こはみづからのはからひにて、さらに主人のえれる處にあらず、此事はやく長谷川家へことばりて、主人のわざはひゆるめ給へと、こまんと書つけ置て、其身はひとりくびれ死せり、市町の事うけ給はれる池田筑後守より、九兵衛が罪の淺さふかさはえらす、佐次郎が忠死によりて、其つみを宥め、彼が父へ賜ありてんやと聞えあげしに、もとより九兵衛がえれる事にしもあらねば、寛政四年八月さ、はりなくゆるし、父富右衛門には銀を下して、佐次郎が忠を賞し給ひき。

〔近世畸人傳〕若狹綱子

若狹の國小濱の府下に、病狼あれたることありしに、某士のうちに使る、小女十四五歳にて綱といへるが、主の幼児を背に負て、そのわたりに遊びける時、彼狼不意に走來てとびつきけるを、綱は急に己が裾をまくりて背の子をおほひ、うつぶしになりたる時、狼は綱女が尻へ喰付ぬ、さ